



2012年に始まった国連ビジネスと人権フォーラム(UN Forum on Business and Human Rights)は、今年も11月25日から27日までの3日間に渡って国連ジュネーブ事務局(Palais des Nations)にて開催されました。

ビジネスと人権フォーラムとは

2019年で8回目となる本フォーラム。2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則(UN Guiding Principles on Business & Human Rights 以下、「指導原則」)」の普及と実施の推進を目的とするこのフォーラムは、毎年異なるテーマについてマルチステークホルダー対話の場として開催されます。

今年の全体テーマは、「**今こそ行動の時：企業による人権尊重の触媒としての国家**」です。指導原則の三本柱の一つである「人権を保護する国家の義務」に焦点が当てられ、昨年のフォーラムでキーメッセージとして打ち出された「ビジネス関連の人権侵害が起きた場合は政府が指導原則に基づく行動にリーダーシップを発揮し、先頭に立って進めるべき」という観点を巡って様々な議論が展開されました。



国連ジュネーブ事務局バレ・デ・ナシオン

政府の果たす役割が議論の中心となる今年度のフォーラムでは、各国政府の動向や課題のみならず、世界の先進企業と市民社会の取組も紹介されました。マルチステークホルダー対話のプラットフォームであると同時に、政府、企業、そして市民社会のパートナーシップの重要性を改めて考えさせられる機会となったと思われます。

強制力のある人権デューデリジェンス

「政府は企業の人権尊重を促進するため、国内的及び国際的な措置、強制的及び自発的な措置を組み合わせるスマートミックスを実行すべき」であることが指導原則によって提唱されて以来、既にマルチステークホルダーと協働し、動き出している国も

あります。しかし、積極的にリーダーシップを発揮している政府とそうでない政府があり、国と地域の間には大きな隔たりがあることが繰り返し指摘されました。

全体的に見れば、政府の人権保護における義務を果たすための取組が不十分であるということです。これに対し厳しい指摘が寄せられ、特に欧州の参加者から強制力のある人権デューデリジェンスの導入を示唆する声が相次ぎました。政府による人権保護に向けた取組を加速させていくよう求める声が高まっていることが明らかです。



11月25日のオープニングセッション
国連ジュネーブ事務局会議場 Room XXにて

国別行動計画の進捗報告

国連ビジネスと人権に関する作業部会がこれまで各国に策定を奨励してきた、ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan, NAP)に関して、様々な国が進捗状況について発言。今年10月、アジアで最初に独立したNAPを策定したタイがその策定プロセス、策定時の課題や課題への対応について発言し、脚光を浴びていました。その他に、ケニアやウクライナ、モンゴルなど、現在NAPを策定中であることの発言も相次ぎました。日本政府からも、地域別のアジアのセッションにおいてNAPの進捗状況についての発言があり、策定に向け、これまで多様なステークホルダーとの対話を通じて準備してきたこと、そして盛り込む内容の簡単な紹介、そしてこの2020年の冬の間に草案を確定させることなどが説明されました。

その他の主な議論

60以上あるセッション全てに参加できたわけではないので、参加できた主なセッションの内容について簡単に紹介します。

過去のフォーラムでもそうでしたが、世界の先住民族の代表たちが人権を侵害されている現状について発言しました。世界中で彼らに対する人権侵害、そして迫害や犯罪

が増加していることを訴え、彼らの環境や社会に影響を与えるような意思決定の際に議論に参加できるように主張しました。彼らの人権を擁護するために活動している人権擁護活動家に対する殺害や攻撃が続いているという報告もありました。

ジェンダー平等に関する議論の中心となったのは、国連ビジネスと人権作業部会が今年6月に策定した「ビジネスと人権に関する指導原則のジェンダー側面(Gender Dimensions of the Guiding Principles on Business and Human Rights)」及びほぼ同じ時期にILO総会で採択された「2019年の暴力・ハラスメント条約(第190号)(Violence and Harassment Convention, 2019 (No. 190))」。国家や企業の作為・不作為が直接・間接的に女性に負の影響を与えないよう、多様で交差する差別形態や性差に関する固定観念、性差に基づく不平等な力関係など、根底にある原因に取り組む必要があります。

今回のフォーラムでは、障害者の雇用に関するセッションも設けられました。障害者の雇用を促進するために政府のサポートや法制化も必要ですが、政府、企業、市民社会が協働し、理解促進や環境改善に努めることが重要であると議論されました。デジタル技術やAIを活用して障害者の働き方が改善されるケースも増えると想定されます。また、何より多くの困難を解決してきた障害者を企業として活用しないことは損失であるとの発言もありました。

AIなど技術の進化と人権に関する議論については、数年前からフォーラムで取り上げられてきました。今回のフォーラムでも、フェイクニュース、SNSが人身売買に利用されている問題、ビッグデータなど個人情報の取り扱いなど、技術による人権への負の影響について、セッションだけでなく、映画の上映など通じて議論が行われました。

3日間に渡り開催されたこの会議を通じて、改めて社会が持続的、包摂的に発展していく上で政府の人権保護、企業による人権尊重、そしてマルチステークホルダーによる対話が、必要不可欠ということが明らかになりました。来年度の開催は、11月16～18日を予定しております。

